

2022年度(令和4年度)事業計画書

自 2022年4月 1日
至 2023年3月31日

雪センターの毎年の事業計画を策定するに当たっては、常に以下の2点に留意している。

- ① 危機的状況にあったセンターが現在存続しているのは、今日まで厳しい環境の中で取組んで来たセンターの自助努力と、関係機関からの支援・協力によるものであるという事を、常に十分認識して事業を実施して行く。
- ② センターは依然として厳しい環境にあるという事を認識し、社会・経済の著しい変化の中で、課せられた責務、果たすべき役割を明確にして事業を実施して行く。

雪センターは1990(平成2)年に設立され、会員サービスによる会員の確保と、受託事業の拡大に努めてきた。その結果1999(平成11)年度には、会員数は1,250、会費収入は1億円、受託額は11億円に達し、収入額の合計が12億円を超えるまでに至った。

当時は収入のほとんどを受託事業収入が占めていたため、会員確保のための会員サービスよりも受託事業の実施に重点がおかれていた。このため、会員からは会費に見合ったサービスが受けられないとの不満があり、会員の退会が続いていた。これに対して、会員サービスの向上によらずに会費の値下げによって対応し、2度にわたって会費値下げ(最終的に2割減)を行った。しかしながら根本的な解決になり得ず、退会者の続出には歯止めがかからなかった。これに加えて市町村合併により市町村数が減少した事からさらに会員数が減少し、会費の値下げをした事もあって会費収入の激減が続いていた。

会費収入の激減が続いても、受託事業により多額の収入が確保できていた間は、収支上は特に問題は生じていなかった。しかしながら、随意契約により安定していた受託事業に対して厳しい目が向けられるようになり、受託事業を縮小せざるを得ない状況が続き、受託事業収入が激減して行った。このような状況に対して、経費の縮減等の対応策が不十分であったために、収支状況が極度に悪化して行った。2010(平成22)年度には、支出の約2.2億円に対して、収入が半分の1.0億円しか確保できないという状況に至った。

2011(平成23)年度には、受託事業から完全に撤退せざるを得なくなったため、収入は会費収入の約3千万円のみとなった。最盛期の1999(平成11)年度には12億円であった総事業収入が、僅か12年後には40分の1になったという事である。

このような危機的な状況にある中で、公益法人改革による新たな公益法人への移行の期限が、2年後の2013(平成25)年度末に迫っていた。公益社団法人として認定されるためには、公益法人としてふさわしい公益事業を実施している事と、健全な経営状況にある事の2つが必要条件であった。受託事業から完全撤退した雪センタ

一は、それに代わる新たな事業の実施の見通しも、事業収支改善の見通しもつかず、公益法人への移行どころかその存続さえも危ぶまれる消滅寸前の状況にあった。この様な状況の中で 2012(平成 24)年度から、2年後の公益法人移行に向けて、センターの存続をかけた活動が開始された。

公益法人としてふさわしい新たな公益事業を実施し、これによって会員サービスの向上を図って会員の減少を食い止めて、唯一の収入である会費収入を確保しなければならない。また、健全な経営状況とするために、新たな事業を実施する一方で、支出は大幅に削減させ、支出を会費収入の範囲にまで抑えなければならない。厳しい制約条件の中で、両立不可能と思われるこの2つの事を同時に、しかも限られた2年間で達成出来るかどうか、雪センターの存亡がかかっていた。

公益法人としてふさわしい公益事業を実施し、これによって会員サービスの向上を図り会員を確保するために、今までの事業を徹底的に見直し、雪センターの存在意義、課せられた使命、求められる課題等を明らかにした上で、会員の求めるサービスについて根本的な検討を行った。この結果、公益法人にふさわしい公益性を持つとともに、会員サービスの一層の充実・向上となる新たな事業を企画して実行する事とした。会員に対しては、従来に比べて向上したサービスの内容、会員のメリットについて具体的に説明し周知徹底を図り、理解して貰うように努めた。この結果、長らく続いた会員の減少傾向に、ようやく歯止めをかけ、現状の会費収入(約3,000万円)を今後も確保出来る見通しを付ける事が出来た。

健全な経営状況とするには、新たな事業の実施により経費の増大が見込まれる中で、支出を確保の見通しが付いた会費収入(3,000万円)に見合うまで大幅に削減しなければならない。このため、他の法人では到底考えられないような、人員、報酬の激減を含む極限までの経費の縮減、支出の削減を断行した。会費収入に見合う額までに支出を削減出来た結果、2013(平成 25)年度にはようやく赤字体質から脱却する事が出来た。

この様にして、実施する事業が公益法人としてふさわしい公益事業である事と、雪センターが健全な経営状況にある事が認められ、公益法人への移行期限の最終年度である 2014(平成 26)年度に、公益社団法人に移行する事が出来た。こうして、公益目的事業として認定された「雪に関する調査、情報の提供」、「地方自治体への支援」、「雪に関する会議等への参画」等の事業の推進に努めて行く事となった。

一方積雪寒冷地域においては、気候変動等の自然条件の変化や、少子高齢化・過疎化等の社会・経済状況の変化は著しく、雪対策は多くの深刻な課題に直面し、従来のみでは対応しきれなくなっている。この様な状況下で、雪センターに課せられた使命は著しく拡大しており、センターの担うべき公益目的事業の重要性と必要性は格段に増大している。しかしながら、3,000万円に満たない会費収入のみを財源としていたのでは、雪センターに課せられた使命を果たしていく事は到底不可能である。

雪センターは公益目的保有財産である「公益目的事業基金」を保有しており、やむを得ない場合には、この基金を取り崩して、公益目的事業を行う事が出来る事に

なっている。このため、2017(平成29)年度より、雪センターの使命を果たすためにやむを得ない場合として、基金を取崩す事により、公益目的事業を拡大し雪センターに課せられた使命である事業の推進に努めている。

現状では会員数は微減に留まっており、会費収入は現状をほぼ確保できる状況にある。また経費の削減については、手を緩めることなく、引き続き継続して実施している。公益目的事業基金の活用により事業の拡大を図っているが、センターを取り巻く環境は引き続き厳しい状況にある。

2022(令和4)年度は、公益社団法人に移行して9年目となるが、以下のような事業を実施して行く。

1. 事業計画

本年度は公益社団法人に移行して9年目となり、国土交通省始め関係機関の支援・協力を得ながら、事業の公益性、必要性、緊急性等を十分に認識したうえで、公益目的事業基金も有効に活用して、事業の一層の拡大・拡充を図り、有効かつ効率的に事業を推進して、雪センターに課せられた使命を果たして行く。

これにより、会員へのサービスが向上し、会員の確保のみならず、会員の増加をも目指していく。

(1) 雪調査・資料収集・情報提供事業

センターの認定された主要な公益目的事業の1つである「雪に関する調査、情報の提供」については、機関誌の発刊、メール配信、HPの活用等により、適宜適切な情報提供を行っていく。

① 機関誌「ゆき」の発刊による情報の提供

年4回発行している雪センターの機関誌「ゆき」は、2012(平成24)年度より大幅な刷新を図ってきた。毎回特集号として、雪関係の業務に従事する地方自治体会員や民間企業会員の直面する問題を取り上げている。執筆を国、地方自治体、民間企業・建設業者、関係法人、研究機関、大学、商工会、ボランティア団体、住民等の幅広い方々に御願しているが、多大の支援と協力を頂いている。原稿数も増加して頁数も増え、雪関係の業務に従事する者に貴重な情報を提供しており、今や必読の書として高い評価を得ている。

昨年度2021(令和3)年度より、カラー印刷とした事により、より情報を的確に提供できるようになり好評を得ているが、本年度も会員の直面する重要課題についての特集を企画し、関係する多くの機関、関係者の理解と協力を得て執筆を依頼して、その内容の一層の充実を図って、適切な情報を提供して行く。

② メールによる情報提供

2012(平成24)年度より、メール登録した会員に対し、メールにより随時情報を提供している。関係機関の協力も得て、情報の質の充実と量の増加に努めて来た結果、情報の範囲も拡大し、直接雪に関係するものに留まらず、広く自治体会員の運営や、民間企業会員の経営に役立つ情報も増加させてきた。2013(平成25)年度からは、雪

関係情報と総合行政情報の2本立てとなり、更に2014(平成26)年度からは統計情報を加え3本立てとなっている。

本年度は、関係機関の協力も得て、情報の量の拡大、質の向上、提供頻度の増加に努め、地方自治体会員のみならず、民間企業会員の求める情報も積極的に提供していく。情報量の増加に対応し、情報の項目分類や、情報源等による分類分け改良も検討していく。また、未登録会員へのメール登録を引き続き呼び掛けていく。

③ ホームページによる情報提供

A. 降雪・積雪に関する情報

2013(平成25)年度から、情報項目表示の改良を進め、地域の雪の状況や、警報・注意報に関する情報を容易に得られるようになっている。本年度は、更に利用者が利用しやすいよう改良するとともに、情報項目、情報量の拡大を目指す。

B. 道路の現状に関する情報

2013(平成25)年度から、地域や道路種別の情報が容易に求められるよう、情報項目の表示の改良や情報量の拡大を図ってきた。本年度も、更に情報項目、情報量を拡大、拡充していく。

C. 雪関係業務情報

2012(平成24)年度のサービス開始以来、より効率的、効果的に業務に活用できるよう、情報の項目・体系の改良を行ってきた。2016(平成28)年度からは、情報項目・体系を大幅に見直し、情報の更新と情報量の拡大を行い、リニューアルされた情報を、会員に限定して提供している。

本年度は、さらに改良を進め、情報量の増加と内容の充実を図っていく。

④ 会員活動のホームページでの紹介

A. 自治体会員の活動の紹介

2013(平成25)年度から、会員である地方自治体が、地域の魅力、特色を活かした地域の発展、振興策(観光、イベント、特産物等)への取組や活動の状況を、雪センターのHPを使って紹介するコーナーを設けている。

本年度も会員自治体に対して、さらに幅広い活動を紹介するよう呼びかけるとともに、効果的な紹介が出来るよう改良に努める。

B. 企業会員の活動の紹介

2013(平成25)年度から、会員である民間企業が、地域における活動状況(事業実績、会社概要、受注業務、保有技術等)、地域で果たしている重要な役割、貢献する姿を、雪センターのHPを使って紹介するコーナーを設けている。

本年度も会員民間企業に対して、さらに活動と地域への貢献を紹介するよう呼びかけるとともに、効果的な紹介が出来るよう改良に努める。

(2) 雪寒地域の地方自治体の活動支援事業

センターの認定された主要な公益目的事業の1つである「積雪寒冷地域の地方自治体への支援事業」については、自治体同士が、あるいは自治体と関係機関とが、連携・協力して、雪対策に取組めるように、自治体の活動を支援して行く。

従来から行っている支援については、更なる効果的な活動が行われるように、支援の拡大を図っていく。また、関係者の連携・協力した活動を推進するための新たな支援事業の拡大を図って行く。これにより、会員数の増加が期待出来、収支の改善につながって行く。

① 雪対策協議会の活動による支援

市町村会員（201）からなる全国的な組織として全国雪対策連絡協議会があり、雪センターがその事務局を勤め、その運営に当たっている。また、下部組織である道県別の13の雪対策協議会が行う活動を支援して行く。

A 全国雪対策連絡協議会の運営

雪センターは全国雪対策連絡協議会の事務局として、13の各道県の雪対策協議会が相互に情報交換、意見交換し、情報を共有する機会を設定し、その促進を図っている。各協議会から出された意見・要望等を集約・整理して、全国雪対策連絡協議会の総意に基づく要望書としてまとめる。国等の機関に対する要望活動については、協議会の代表者が、意見や要望を直接伝える機会を設定し、活動が効果的に行われ、その成果が、国の補助、支援の拡大や新たな施策の実現となって表れるよう取り組む。

(i) 定期総会

全国雪対策連絡協議会の定期総会を、毎年7月に開催し、協議会の活動方針を討議・決定している。開催に当たっては、事前に会員に必要な情報を提供して、その重要性を認識してもらうとともに、多くの参加を呼びかける。

総会当日は、国土交通省関係部局からの招待者から、所管行政に係る最近の情勢等について、情報提供や説明を受ける機会を設ける。

総会で決議する国の関係機関への要望書については、事前に各協議会を通じて出された会員の意見・要望を事務局で収集・集約・編集して要望書の原案を作成する。この原案を、各協議会に示して再度意見を聞くとともに、要望先である関係機関との調整を図る。こうして作成された要望書案が総会で決議されて、これを基にして要望活動が行われることになる。

(ii) 夏の要望活動

要望活動に先立って、要望相手である国等の関係機関の幹部、担当部局に、要望内容、要望者等についての情報を伝えるとともに、要望のスケジュールを調整し、要望者が直接面談し、効率的・効果的な活動が実現できる様にする。

要望活動は、全国雪対策連絡協議会の総会終了後に、総会で決議された要望書をもって、総会参加者一同が、国等の関係機関に対して要望活動を行うが、事前の調整通りに幹部と直接面談し、要望の内容を説明し、意見交換する場が設けられるよう窓口担当者と密接な連絡を取りながら進める。

(iii) 秋の要望活動

秋の要望活動については、夏の要望活動と同じように、事前に要望内容を、協議会及び国の機関と十分な調整を行って要望書を作成する。要望先とは事前に十分な調整を行って、幹部との直接面談による効果的な要望活動が出来るようにする。

(iv) 豪雪に対する緊急要望活動等の実施

降雪期になってから降雪状況に応じて、全国雪対策連絡協議会として国等に対し、緊急に要望する事が必要な事態が発生した場合には、困窮した実情を説明する資料と共に、具体的な対応策を求める要望書を作成し、関係機関に緊急要望活動を行う。

B 各道県の雪対策協議会活動の支援

(i) 情報提供と情報交換

道県単位で組織されている全国の 13 の雪対策協議会に対しては、適宜必要な情報提供をするとともに、協議会相互の情報交換・意見交換の場を設け、会員相互の情報共有と協力体制の強化に努める。

各協議会で開催する総会への参加要請に対しては、極力参加し、情報提供、意見交換・情報交換を行う。

(ii) 協議会の定常活動に対する支援

各協議会が行う定常的な活動に対して、会員数や活動状況に応じて、支援金を配布しており、活動がより活発化し、効果的に行われるように誘導して行く。

(iii) 協議会の自主的活動に対する支援

平成 30 年度から、各協議会が自主的に計画して実施する事業で、支援が必要と判断するものに対しては、別個に支援を行っている。事業の一例として、講演会、研修会等があるが、それぞれの協議会が積極的に企画し実施するよう誘導する。

各協議会に対し、支援事業の趣旨を説明するとともに、自主的な活動の実施を呼びかけ、各協議会の活動の一層の活発化と自主的な事業の推進による支援事業の拡大を図る。

② 道県政令市の活動支援

道県政令市が行っている雪対策についての活動については、市町村におけるような協議会は組織されていない。道県政令市の行う活動に対しては、各地域において道県政令市が中心となって、自主的に計画し、実施しようとする個別的な活動を支援して行く事とする。

多くの課題を抱えている積雪寒冷地域の雪対策においては、地域における関係機関の連携・協力した活動が、以前に増して重要になってきている。このため、各地域内（道内・県内等）において各道県政令市が中心となって、国の機関、市町村、その他関係機関との連携・協力体制を確立するために行う活動について、重点的に支援する事としている。

その場合どのような活動をするかは道県政令市の自主性に任せるものとし、各道県政令市が企画・立案し、実施するものを雪センターが支援する。

③ 積雪寒冷地の民間企業の活動への支援

民間企業会員の活動や地域への貢献等については、機関誌への執筆や、HPを活用した紹介等を活用して、広く伝えるように呼び掛けている。今後は民間企業会員からなる組織を作り、民間企業会員間の意見交換の場を設ける事を検討する。民間企業会員の実態や抱える課題を把握し、意見や要望を集約し、雪センターが連絡・調整役となって、民間企業会員と発注者である国、道県市町村等との意見交換や、

要望を行える場を設ける事も検討する。なお、上記の地方自治体の連携・協力した活動への積極的な参加を推進して行く。

(3) 雪関連会議等への参画

雪国の地域づくりや雪に関する調査・研究等に関して、国、道県、市町村及び関係団体等が行っている様々な活動に対して、雪センターとして主催者の一員として、或いは参加者として積極的に協力・支援を行っていく。

① 雪関係シンポジウム、研究会等への参加、支援

A. ゆきみらい2023in会津若松

毎年開催地を変えながら催されている「ゆきみらい」あるいは「ふゆトピア・フェア」は、昨年度は「ゆきみらい 2022in 白山」として石川県白山市で開催される事となっていたが、新型コロナウイルス感染により Web 開催となった。

本年度は「ゆきみらい 2023in 会津若松」として実施されることになっている。雪センターは、国土交通省東北地方整備局、福島県、会津若松市等とともに、主催者として、また実行委員会のメンバーとして、開催の準備、企画段階から運営に至るまで深く関与するとともに、発表論文の評価・審査にも当たる。

B. その他シンポジウム等

国内外の会議、シンポジウム等に対して参加、協力等を行い、雪寒地域の振興について支援するとともに、雪センターの事業目的に適合する各種事業及び雪寒事業を促進するための啓発活動に協力する。

雪センターは世界道路協会(PIARC)の冬期サービス委員会の委員として活動している。

② 雪関係行事、催しへの後援

各機関の行う行事等について、雪センターに対して、後援等の依頼があり、雪センターとして必要性のあるものについてはこれに積極的に応じていく。

2. 会員確保、増大策

① 退会会員への再入会の勧誘

毎年激減していた会員数に歯止めがかかり、微減に転じたのは 2012(平成 24)年であるが、それまで退会した会員の退会理由は、会費に見合ったサービスが受けられないという不満であった。

受託業務から撤退し、会員へのサービスに専念する事となった雪センターの会員サービスは、当時と比べて質・量ともに格段に向上しており、その事を理解して貰うために現在のサービスに付いての資料を送付して、再入会を勧めていく。

② 新たな会員の勧誘

新たな会員として、民間企業あるいは民間企業団体、財団・社団法人等に対し、センターの会員としてのメリットを理解して貰うよう説明し、入会の勧誘を引き続き行っていく。

業界団体に対しては、全国規模の業界団体のみならず、県単位の業界団体の入会を勧めていく。